

ホームページのご案内（ご活用ください）

高知市営住宅管理センターの公式ホームページでは、最新情報をご覧いただけます。
募集事項や間取り図も掲載しています。ぜひご覧ください。



『高知市営住宅管理センター』
または
<https://kochi-shiei.com/>
からアクセス！

高知市営住宅
管 理 セ ン タ ー

新着情報

令和7年度第2回高知市営住宅入居者募集のお知らせ

令和7年度第1回高知市営住宅入居者募集・抽選結果のお知らせ

2025/06/03

令和7年度第3回高知市営住宅入居者募集・抽選結果のお知らせ

2025/02/13

ページの先頭へ戻る

クリック！

新着情報詳細

令和7年度第2回高知市営住宅入居者募集のお知らせ

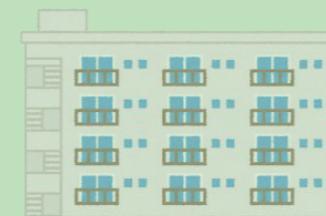
高知市営住宅入居募集案内書を令和7年度第2回の内容に更新しました。
申し込み方法、決定方法の違う2種類の募集案内書が一冊の中にあります。
市営住宅①（抽選）お問い合わせ先：高知市営住宅管理センター（088-823-9067）
申込書を高知市営住宅管理センターまで送付してください。
市営住宅②（困窮度に応じて選考）お問い合わせ先：高知市役所住宅政策課（088-823-9463）
申込書は市営住宅のうち、市営住宅①と市営住宅②のどちらかに提出することができます。
令和7年度第2回 高知市営住宅入居募集案内書
募集する住宅の間取り図は下記より確認いただけます。
市営住宅①
市営住宅②

配布期間
令和7年10月1日（木）～16日（木）
※～16日（木）は16時30分までです。

配布場所
申込書は下記の場所で配布する募集案内書の中に入っています。
また、高知市営住宅管理センターHPの令和7年度第2回募集案内書からも
ダウンロード出来ます。

ご不明な点がございましたら、
高知市営住宅管理センターまで
お気軽に問い合わせください。

088-823-9067



新着情報では、現在募集している
住宅の情報や募集要項を随時更新
しています。
申込受付期間中は、申込用紙をダ
ウンロード・印刷のうえ、郵送でお
申込みいただけます。

令和7年度 第3回

高知市営住宅 入居者募集案内



■申込受付期間

令和8年1月6日（火）～令和8年1月19日（月）

■この案内書をよくお読みいただいた上で、お申し込みください。

- 申込方法や注意事項等 P1 ~ P12
- 市営住宅①（抽選） P13 ~ P24
- 市営住宅②（困窮度に応じて選考） P25 ~ P32
- 随時募集 P33 ~ P34

■お問い合わせ先

市営住宅①の申込について

高知市営住宅管理センター
TEL 088-823-9067
(高知市役所 本庁舎5階)

市営住宅②の申込について

住宅政策課
TEL 088-823-9463
(高知市役所 本庁舎5階)

人権同和・男女共同参画課
または 各市民会館(P26)

トップ > 新着情報 > 新着情報詳細

新着情報詳細

令和7年度第2回高知市営住宅入居者募集のお知らせ

高知市営住宅入居募集案内書を令和7年度第2回の内容に更新しました。
申し込み方法、決定方法の違う2種類の募集案内書が一冊の中にあります。
市営住宅①（抽選）お問い合わせ先：高知市営住宅管理センター（088-823-9067）
申込書を高知市営住宅管理センターまで送付してください。
市営住宅②（困窮度に応じて選考）お問い合わせ先：高知市役所住宅政策課（088-823-9463）
申込書は市営住宅のうち、市営住宅①と市営住宅②のどちらかに提出することができます。
令和7年度第2回 高知市営住宅入居募集案内書
募集する住宅の間取り図は下記より確認いただけます。
市営住宅①
市営住宅②

配布期間
令和7年10月1日（木）～16日（木）
※～16日（木）は16時30分までです。

配布場所
申込書は下記の場所で配布する募集案内書の中に入っています。
また、高知市営住宅管理センターHPの令和7年度第2回募集案内書からも
ダウンロード出来ます。

※高知市営住宅入居者の募集は6月・10月・1月の年3回です。

1 市営住宅について

市営住宅とは、住宅に困っている方々に健康で文化的な生活ができるよう低廉な使用料でお貸しすることを目的として建設された、市民共有の財産です。このため、入居するにあたっては法律（公営住宅法）や条例（高知市営住宅条例）等に基づく入居資格の審査があります。

2 「市営住宅①」「市営住宅②」について

市営住宅は、建設当初の目的に応じて、申込の方法や、入居者の決定方法に違いがあるため、「市営住宅①」と「市営住宅②」に分けて募集しています。

申込から入居までの流れについては、「市営住宅①」または「市営住宅②」の各ページをご覧ください。

	市営住宅①	市営住宅②
建設当初の目的	住宅に困窮する低所得者のために整備された住宅	環境改善を図る整備の際に住宅を失う者のために整備された住宅
申し込み方法	原則、郵送での申込	以下の窓口で受付 ・各市民会館 ・人権同和・男女共同参画課
入居者決定方法	抽選会での抽選	選考委員会での選考

3 募集の概要

■募集内容

- 1 募集する住宅については、「市営住宅①」または「市営住宅②」の募集住宅一覧表（「市営住宅①」はP15、「市営住宅②」はP27）をご覧ください。
- 2 入居は令和8年4月上旬予定です。
- 3 一世帯が応募できるのは「市営住宅①」と「市営住宅②」のうち、1戸のみの応募となります。複数応募した場合は、すべての応募が無効となります。
- 4 申込資格をすべて満たしている場合のみ入居できます。
- 5 今回、応募が無かった住宅については、今回の落選者に対し、抽選会または選考会の翌日から一週間程度の期限を設けて再度募集を行います。該当者には事前通知を行います。
- 6 抽選会または選考会では、各募集住宅に対し2名程度の補欠当選者を抽選または選考します。当選者が入居資格審査で失格となった場合、または辞退した場合は、補欠

順位に従い、入居資格審査等を行った上で、補欠当選者の入居手続きを行います。詳細については、補欠当選者へ文書でお知らせします。

■申し込みの際の注意事項

- 1 申込期間を過ぎて届いた申込書は受付できません。
- 2 書類の不備により、返送された場合は、指定期日までに必ず再提出してください。
指定期日までの提出がなければ、申し込みしたことになりません。
- 3 申込書に虚偽の記入をした場合は、申し込みは取り消しとなります。
- 4 申込日から入居日までの間に、世帯の状況等が申込内容と変わった場合は、高知市営住宅管理センターまでご連絡ください。なお、それにより申込取消となる場合があります。
- 5 申し込み後の応募住宅の変更はできません。
- 6 提出された書類はお返しいたしません。
- 7 入居前に、市営住宅の内覧はできません。なお、高知市営住宅管理センターの窓口で写真をご覧いただくことはできます。

4 申込資格

申込人は、以下のすべての条件を申込時に備えていることが必要です。

- 1 現に同居しようとする親族がいること。（ただし、「単身者向住宅」及び「単身者可」の住宅への申込者を除く。）
 - 親族とは、6親等内の血族または3親等内の姻族となります。
 - 婚約中または婚姻届けを出していないが、事実上婚姻関係にある場合は、入居説明会までに入籍し同居できる者であること。
 - 高知市パートナーシップ登録を受けた方は親族となります。
- 2 現在、住宅に困っていることが明らかなこと。
- 3 現在、高知市内に居住し住民票があること、または高知市内に勤務していること。
- 4 申込人又は同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。
- 5 現在、市営住宅に入居しましたは入居していた者のうち、（1）（2）の要件に該当しないこと。
 - （1） 市営住宅に関する使用料その他の徴収金を滞納し又は滞納していた者
 - （2） 高知市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求された者

- 6 市営住宅、共同施設またはその付属施設を故意にき損した者でないこと。
- 7 申込人及び同居しようとする親族に持ち家がある場合（共有名義を含む。）は、原則申し込みできません。
- 8 公営の住宅（市営住宅、県営住宅等）に居住している方は、原則申し込みができません。
- 9 現在入院中の方は、入居説明会までに退院予定であること。
- 10 入居可能日から20日以内に入居できる者であること。
- 11 夫婦の別居等、不自然に世帯を分割した申し込みは原則できません。
配偶者からのDV等の事情がある場合はご相談ください。
- 12 申込人世帯の収入額が、次の収入基準以下の金額であること。
収入額の計算については、**⑨ 収入基準について** をご覧ください。

市営住宅①	申込番号	収入基準額	収入基準額 (裁量世帯の場合)
公営住宅	1~8 14~20	月額158,000円 以下	月額214,000円 以下
改良住宅	9~11	月額114,000円 以下	月額158,000円 以下
コミュニティ住宅	12、13 21、22	月額158,000円 以下	月額214,000円 以下

市営住宅②	申込番号	収入基準額	収入基準額 (裁量世帯の場合)
公営住宅	1~4	月額158,000円 以下	月額214,000円 以下
改良住宅	5~8	月額114,000円 以下	月額158,000円 以下

「裁量世帯とは」

申込人または同居しようとする親族が、次の（ア）～（サ）のいずれかに該当する場合は裁量世帯となります。

- (ア) 身体障害者手帳1～4級の交付を受けている者
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
- (ウ) 療育手帳A1～B1の交付を受けている者
- (エ) 精神の障害であって、障害年金1～2級を受給している者
- (オ) 申込人及び同居しようとする親族のいずれもが「60歳以上の者」
- (カ) 同居しようとする親族の中に、18歳未満の者がいる場合
- (キ) 申込人が60歳以上の者であり、単身で入居する場合
- (ク) 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症に該当する者
- (ケ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (コ) 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- (サ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

5 「申込書」の記入例

記入例を参考にすべてご記入をお願いします。

【表面】

申込番号	種別	目的	団	「市営住宅①または②」の「募集住宅一覧表」の中から、希望する住宅をご記入ください。				上日	受付者印	
I	公営	一般世帯向	鴨部	28				「市営住宅①」の場合、当選後にマイナンバーをご記入ください。		
市 営 住 宅 入 居 申 込 書										
申込人	現住所		(電話 823-XXXX) 高知〇〇町〇丁目〇番〇号 (携帯電話 090-XXXX-XXXX)							
	ふりがな 氏名		こうち たろう 高知太郎							
入居する世帯全員の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	現在の同居・別居の別	職業・勤務先	勤務先電話番号	収入の有無	個人番号	
	1 申込人	高知太郎	昭和43.1.1	58		自営業	823-XXXX	○有・無	#####	
	2 妻	高知花子	昭和46.4.1	54	同居・別居 (○パート→)	○パート→	823-XXXX	○有・無	#####	
	3 長男	高知一郎	平成19.6.5	18	同居・別居	高校生		○有・無	#####	
	4 母	高知花美	昭和15.9.8	85	同居・別居	無職		○有・無	#####	
	5		・	・	同居	入居する世帯全員の年齢(記入日現在)・勤務先(職業の名称や学生等)・電話番号をご記入ください。				
	6		・	・	同居					
住居の状況		自家、借家、マンション、アパート、間借り、その他()								
部屋	3室	左の内訳	6畳1室4.5畳2室、畳室		一人当たりの畳数		3.7畳			
借家、アパート等の方は右欄へ記入してください。		家主の住所 氏名	高知市△△町△丁目△-△ 住宅一郎		家賃 共益費	月額 60,000 円 2,000 円				
住宅に困窮している理由		1 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 2 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている又は住宅がないため親族と同居することができない。 3 ←家の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。 4 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している。 5 勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 6 収入に対して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 7 その他住宅に困っている。								
該当の番号を○で囲み、下欄へ具体的な理由を記入してください。		住宅に困窮している理由に○を付け、具体的に現在の状況をご記入ください。								
備考		高知花美 身体障害者手帳3級 高知市長様 上記のとおり市営住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。 (1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。 (2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族の住民税情報及び固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。 (3) 私及び同居しようとする親族等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。 令和〇年〇月〇日 申込人氏名 (署名又は記名押印) 高知太郎								

- 「申込人」とは、入居時に名義人となる方のことです。
- 裁量世帯の年齢等の基準となる日は、受付日です。

- 令和7年1月以降に就職された方は、裏面に、勤務先の証明が必要です。
「市営住宅①」の場合、当選後に証明が必要となります。

【裏面】

勤務先証明欄	氏名	氏名	
就職年月日	年月	勤務月数	ヶ月
給支払額	年月	勤務月数	ヶ月
勤所住地	勤所住地		
雇用者名	雇用者名		
先電話番号	先電話番号		
上記のとおり相違ないことを証明いたします。			
年月日			
勤務先代表者氏名			
上記のとおり相違ないことを証明いたします。			
年月日			
勤務先代表者氏名			

6 入居決定後の注意事項

申し込む前に、必ずご一読ください。

■入居時の手続き

- 入居前に、敷金（入居時の住宅使用料3か月分）の納付が必要です。
- 入居前に、緊急連絡人が1名必要です。
- 入居後、住宅使用料の他、共益費や必要に応じて駐車場使用料の支払が必要となります。
- 入居後、団地自治会への加入や、自治会活動へのご協力をお願いします。
- 入居後、入居者全員の住民票を市営住宅に移してください。（住民票の世帯分離は原則認めていません。）

■住宅について

- 車イス向住宅以外の住宅設備は、バリアフリーとなっていません。
- 市営住宅には、家財や家電製品等は設置されておりませんので、入居者ご自身でご準備をお願いします。
- 住宅は、入居前に必要最低限の機能回復、修繕及び美装を行いますが、経年変化による汚損・劣化等については、原則として修繕を行いませんのであらかじめご容赦願います。
- テレビアンテナが設置されていない住宅は、入居者ご自身で準備をしていただく必要があります。
- 浄化槽の定期点検、清掃に関する費用は、入居者負担です。（槽の規模により料金が変わります。）年1回の法定点検は、高知市営住宅管理センターが実施し費用を負担します。
- 土佐山高川第1市営住宅のテレビ受信に関しては、地域の組合に加入する必要があります。

■住宅使用料（家賃）について

- 住宅使用料は、口座振替による納付をお願いします。
- 特別な事情により、住宅使用料の支払いが困難である場合には、申請により住宅使用料を減免できる場合があります。
- 住宅使用料を3か月以上滞納した場合は、退居していただきます。

■住宅使用料決定及び収入超過による注意

- 1 住宅使用料は、入居者の収入や団地の築年数、規模、立地条件、住宅の広さ等に応じた応能応益家賃方式であるため、毎年度変更しています。
- 2 住宅使用料を決定するため、毎年、収入申告書の提出が必要です。提出がない場合は、近傍の民間家賃と同程度の家賃となります。
- 3 入居後3年以上経過し、収入超過基準を超える収入がある方は「収入超過者」と認定します。その場合、住宅を明け渡すよう努めていただくとともに、割増家賃の支払いが必要です。

また、入居後5年以上経過し、直近2年間引き続き政令で定める収入基準を超える高額の収入がある方は「高額所得者」と認定します。その場合、一定の期間を定め、住宅の明渡しを請求します。

■禁止事項

- 1 入居後、各種設備や工作物を設置することは原則できません。
ただし、原状回復または撤去が容易である場合で、住宅政策課の許可を得た場合は設置できる場合があります。
なお、設置等にかかる費用及び退去時の原状回復等にかかる費用は入居者ご自身で負担していただきます。【例】手すりやエアコンの設置など軽微なもの
- 2 ペットの飼育は禁止しています。ただし、障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬）は除きます。事前に高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。
- 3 住宅内や住宅敷地内で商売を営む等、住宅以外の用途に使用することは禁止しています。

■その他の手続き等

- 1 入居後、世帯員の退去等異動がある場合は、高知市営住宅管理センターへ届け出してください。なお、世帯員の異動により、本来の入居資格がなくなった場合は、退去をしていただくことがあります。
【例】車イス世帯向住宅に入居していたが、車イス使用者が退去了した場合
- 2 入居後、特定目的住宅（母子・父子等世帯向住宅や高齢者世帯向住宅等）への親族の同居については、通常の審査の他に一定の制限があります。
【例】単身者向住宅への同居は不可
- 3 住宅を返還するときは、畳の表替え、ふすまの張替えを行ってください。
また、増築等を行った場合は増築物の撤去等が必要です。費用は入居者ご自身の負担となります。

7 有料駐車場について

-
- 1 駐車できる車は、入居者が使用者となっている車に限ります。使用車名義が入居者でない場合は契約できません。
 - 2 駐車場の利用は、原則として1住戸1台までです。団地によっては駐車場の設置台数の関係で駐車できない場合があります。

- 3 駐車場の使用については、駐車場使用手続きが必要です。
- 4 駐車場の管理については、各団地自治会や管理人に協力をお願いしています。空き状況等は、入居決定後に各団地自治会へお問い合わせください。（空き駐車場がない場合もあります。）

8 電化住宅について

-
- 1 電化住宅では、ガス調理器は使用できませんのでご注意ください。
 - 2 各調理器具は入居者ご自身で準備してください。

9 収入基準について

「収入額」とは、申込人及び同居しようとする親族全員の年間所得金額の合計から、各種控除を行い、それを12か月で割った額のことです。

市営住宅に申し込む場合は、「収入額」が **4 申込資格** 12 にある収入基準額の金額以下であることが必要です。各種控除については、**10 控除一覧表** をご覧ください。

《計算式》

- ① 世帯全員の年間所得金額を合計する
↓
② (①の年間所得金額 - 各種控除額) ÷ 12か月 = 「収入額」

《給与収入から所得を算出する方法》

年間総収入金額（年間給与収入）	年間所得金額
～550,999 円	0 円
551,000～1,618,999 円	収入金額 - 550,000 円
1,619,000～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000～1,799,999 円	※端数整理後の金額 × 0.6 + 100,000 円
1,800,000～3,599,999 円	※端数整理後の金額 × 0.7 - 80,000 円
3,600,000～6,599,999 円	※端数整理後の金額 × 0.8 - 440,000 円

●1,628,000円～6,599,999円の方は4,000円単位で端数整理します。

【例】年間総収入金額が2,112,678円の場合

$$2,112,678 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} = 528.1695 \rightarrow \text{小数点以下切捨} \rightarrow 528 \times 4,000 \text{ 円} = 2,112,000 \text{ 円}$$

《年金収入から所得を算出する方法》

受給者の年齢	年間総収入金額 (年間年金収入)	年間所得金額
65歳未満	～600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	(A) -600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) ×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) ×0.85-685,000円
	7,700,000円～	(A) ×0.95-1,455,000円
65歳以上	～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(A)-1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85-685,000円
	7,700,000円～	(A)×0.95-1,455,000円

●遺族年金、障害者年金等の非課税年金は、収入とみなしませんので0円となります。

《申込書裏面の「勤務先証明欄」から「収入額」を算出する方法》

- ① 総支払額 ÷ 勤務月数 × 12か月 = 年間総収入金額
- ② 《給与収入から所得を算出する方法》から年間所得金額を算出
- ③ 《計算式》から「収入額」を算出

《所得証明書の見方》

市・県民税課税(所得)証明書(見本)					
賦課地		高知市本町5丁目6-13			
氏名		高知太郎			
令和7年度(令和6年分)		所得金額合計		所得控除額合計	
所得金額合計		所得控除額合計		市・県民税額合計	
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 高知市長 桑名龍吾					

- 土地や建物を売却し、一時所得がある場合は、その金額を差し引いた額が、年間所得金額となります。(市町村が発行した所得証明書の所得金額合計欄には、一時所得も含まれますが、市営住宅申し込み時の「収入額」の算定には、一時所得は含めていません。)

計算例（年金収入）

世帯構成：申込人(74)、妻(72)の場合 ⇒ P 4 の裁量世帯(才)に該当

申込人の 年金の年間収入金額 2,800,000円 ⇒ 所得金額 1,700,000円

妻の 年金の年間収入金額 1,500,000円 ⇒ 所得金額 400,000円

$$\frac{\{(1,700,000 + 400,000) - (380,000 \times 1\text{人}) + 100,000 + 100,000 \times 2\text{人}\}}{12} \div 12$$

年間所得金額合計 同居親族控除 老人扶養親族控除 基礎控除振替

$$= \frac{118,333\text{円}}{\text{「収入額」}}$$

○公営住宅・コミュニティ住宅の場合 118,333円 < 収入基準額214,000円 …申込資格 有

●改良住宅の場合 118,333円 < 収入基準額158,000円 …申込資格 有

計算例（給与収入）

世帯構成：申込人(35)、子(7)、子(4)のひとり親世帯の場合 ⇒ P 4 の裁量世帯(才)に該当

申込人の 年間給与収入金額 4,500,000円 ⇒ 所得金額 3,160,000円

子の 年間収入金額 0円

子の 年間収入金額 0円

$$\frac{\{3,160,000 - (380,000 \times 2\text{人}) + 350,000 + 100,000 \times 1\text{人}\}}{12} \div 12 = \frac{162,500\text{円}}{\text{「収入額」}}$$

○ 公営住宅・コミュニティ住宅の場合 162,500円 < 収入基準額214,000円 …申込資格 有

● 改良住宅の場合 162,500円 > 収入基準額158,000円 …申込資格 無

計算例（事業所得）

世帯構成：申込人(45)、妻(42)、子(17)、子(11)の場合 ⇒ P 4 の裁量世帯(才)に該当

申込人の 年間事業所得 2,500,000円

妻・子の 年間収入金額 0円

$$\frac{\{2,500,000 - (380,000 \times 3\text{人}) + 250,000\}}{12} \div 12 = \frac{92,500\text{円}}{\text{「収入額」}}$$

○ 公営住宅・コミュニティ住宅の場合 92,500円 < 収入基準額214,000円 …申込資格 有

● 改良住宅の場合 92,500円 < 収入基準額158,000円 …申込資格 有

10 控除一覧表

収入額の計算で控除できる金額の一覧

控除名	控除対象者	控除額
基礎控除振替	申込者や同居者のうち、給与所得または年金所得がある方	1人につき10万円 (所得が10万円未満はその額)
扶養控除	同居者、及び申込者や同居者以外で所得税法上の扶養親族控除(別居扶養)の対象としている方	1人につき38万円
ひとり親控除	申込者や同居者のうち、次のすべてに該当する方 ① 配偶者がいないまたは生死が明らかでない方 ② 生計を同じにする子(年間所得が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者または扶養親族となっていないこと)を扶養している方 ③ 年間所得が500万円以下の方 ④ 事実上婚姻関係にある者がいない方	1人につき35万円 (所得額が35万円以下の場合はその額)
寡婦控除	申込者や同居者うち、ひとり親控除に該当せず次のいずれかに該当する女性(年間所得が500万円以下で事実上婚姻関係にある者がいない方) ① 夫と死別または離別、あるいは生死が不明で、扶養親族を有している方 ② 夫と死別または夫の生死が不明で、扶養親族がいない方	1人につき27万円 (所得額が27万円以下の場合はその額)
障害者控除	申込者や同居者または所得税法上の扶養親族の中で下の手帳を交付されており、特別障害者控除に該当しない方 ・身体障害者手帳3～6級 ・精神障害者保健福祉手帳2～3級 ・療育手帳(知的障害者)B1・B2 ・戦傷病者、原爆被爆者	1人につき27万円
特別障害者控除	申込者や同居者または所得税法上の扶養親族の中で下の手帳を交付されており、障害者控除に該当しない方 ・身体障害者手帳1～2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A1・A2	1人につき40万円
老人扶養親族控除	年齢が70歳以上の同一生計配偶者または扶養親族で年間所得が48万円以下の方	1人につき10万円
特定扶養親族控除	年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族で、年間所得が48万円以下の方(配偶者は除く)	1人につき25万円

※申込者とは、「名義人」として申し込みをした方のこと。

※同居者とは、申込者と同居しようとする「配偶者」や、「その他の家族」のこと。

11 提出書類 (市営住宅①は当選後に提出、市営住宅②は申込時に提出すること)

1 申込書を提出する方の本人確認書類 (1)または(2)を提示してください。
(1)下記のどれか1点（顔写真付き）原本 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード 等
(2)下記のうち2点（氏名、住所又は生年月日が記載）原本 健康保険証、医療受給者証、介護保険証、負担限度額認定証、年金手帳、年金証書、生活保護受給証明書、児童扶養手当証書、母子手帳、公共料金の領収書 等
2 マイナンバー確認書類を提示 申込人及び同居しようとする親族全員のものが必要 マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の原本等
3 委任状 （申込人または同居しようとする親族以外が、申込書を提出する場合）
4 当選された方のうち、令和7年1月2日以降高知市に転入した方 所得証明書（居住していた市町村で発行） ※マイナンバーを記入した方は、所得証明書は不要ですが、同意書の提出が必要です。 (18歳未満の方は法定代理人または申込人が記入可能。中学生以下は不要。)

↓以下は、該当する方のみ必要

令和7年1月以降に就職した方	源泉徴収票、または勤務先の証明（申込書裏面の勤務先証明欄）が必要です。
令和7年1月以降に営業を開始した事業所得者	営業収支を証明する書類
令和7年1月以降に年金の受給が始まった方	年金額（年額）が分かる書類
現在失業中の方	雇用保険受給証明書または離職証明書等
令和7年1月以降に収入が著しく減少し今後も収入増加が見込めない方	収入増加が見込めないことがわかる勤務先の証明等
高校生以上の学生で収入がない方	在学証明書または学生証の写し
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されている方	各手帳 ※マイナンバーを記入した方は不要です。
婚約中の方	婚約証明書（様式は問いません。両親や仲人に「婚約の証明、申込人との間柄、署名捺印及び署名年月日」を記入してもらうこと。）なお、入居説明会までに結婚の証明書類が必要です。
持ち家がある方（共有名義を含む）で、持ち家を手放す予定の方	売買契約書、競売開始の証明等、持ち家を確実に手放すことがわかる書類。なお、入居説明会までに所有権移転登記により持ち家を手放したことが確認できる書類が必要です。
申込人又は同居しようとする親族が、離婚調停中であり、夫婦のどちらかが申込んでいる場合	離婚調停中であることがわかる書類 なお、鍵渡しまでに離婚の成立を証明する書類が必要です。
配偶者からのDV被害者の方	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等
市外居住者で高知市内に勤務している方	勤務地が高知市内であることを証明する書類 (勤務先の健康保険証や雇用契約書等)
「特定目的住宅」・「単身可」へ申し込まれた方	申込資格にあるそれぞれの条件を満たすことを証明する書類
ひとり親の方	婚姻中でないことがわかる書類（児童扶養手当証書等）

市営住宅①

(抽選)

1募集住宅一覧

種別:公営 目的:一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
1	鴨部	28	S58	中耐5	4	6、6、台10半	55.25	有	水洋	○	都市	有料	16,700~32,900	※単身者可
2	鴨部	126	S58	高耐10	7	6、6、4半、台9	60.77	有	水洋	○	都市	有料	19,200~37,700	
3	鴨部	128	S58	高耐10	7	6、6、4半、台9	60.77	有	水洋	○	都市	有料	19,200~37,700	
4	若草町西	501	H07	高耐9	5	6、4半、6、6、台8	74.84	有	水洋	○	都市	有料	26,900~52,900	
5	比島町	601	H13	高耐10	6	6、6、台10半	55.44	有	水洋	○	都市	有料	21,000~41,200	※単身者可
6	鏡川町	1-405	H15	高耐6	4	6、6、台8	50.5	有	水洋	○	都市	有料	18,800~37,000	※単身者可
7	東石立町	1-704	H30	高耐7	7	6、6、台9	53.1	有	水洋	○	都市	有料	20,900~41,000	※単身者可
8	土佐山高川第1	4	S60	木造2	-	6、6、6、台6	63.37	有	水和		LP		11,900~23,300	

種別:改良 目的:一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
9	東石立町	1-507	H30	高耐7	5	6、5、5半、台9半	64.6	有	水洋	○	都市	有料	25,400~37,800	
10	東石立町	1-608	H30	高耐7	6	6、4半、台6	43.7	有	水洋	○	電気	有料	17,200~25,600	※単身者可
11	東石立町	2-401	H30	高耐7	4	6、4半、台6	43.7	有	水洋	○	電気	有料	17,200~25,600	※訳アリ ※単身者可

種別:コミ 目的:一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
12	昭和町コミ	412	H11	高耐7	4	6、6.2、台8.3	51.39	有	水洋	○	都市	有料	18,900~37,200	※単身者可
13	栄田町コミ	2-501	H16	中耐5	5	6、6、台9	53.1	有	水洋	○	都市	有料	20,100~39,600	※訳アリ ※単身者可

種別:公営 目的:母子・父子等世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
14	潮江	209	H20	中耐5	2	6、6、台7	51	有	水洋	○	都市	有料	19,000~37,400	

種別:公営 目的:高齢者世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
15	三里十津北	131	S60	中耐5	1	6、6、4半、台6	61.33	有	水洋		LP	有料	17,600~34,600	
16	若草町西	507	H07	高耐9	5	7、6、6、台8	68.29	有	水洋	○	都市	有料	24,500~48,200	

種別:公営 目的:高齢者世話付単身者向(介護サービス無)

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
17	若草町西	113	H07	高耐9	1	8、台5半	37.54	有	水洋	○	電気	有料	13,500~26,500	

種別:公営 目的:障害者世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
18	横浜	121	H02	中耐4	1	6、6、4半、台6	58.01	有	水洋		LP	有料	19,300~37,900	

種別:公営 目的:車イス世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
19	若草町	1-115	H12	高耐7	1	6、7、台9半	72.6	有	水洋	○	電気	有料	26,300~51,700	

種別:公営 目的:単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
20	若草町西	212	H07	高耐9	2	6、台4半	37.56	有	水洋	○	都市	有料	13,500~26,500	

種別:コミ 目的:単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
21	昭和町コミ	107	H11	高耐7	1	6、台6.3	36.72	有	水洋	○	電気	有料	13,500~26,600	
22	栄田町コミ	2-402	H16	中耐5	4	6、台7半	39	有	水洋	○	電気	有料	14,800~29,000	

1 募集住宅一覧表

募集住宅一覧表について

《注意事項》

- ・間取り、床面積はおよその数字で表しています。
- ・使用料は世帯の所得および住宅の規模、立地、経年等に応じて決められ、毎年度変更されますので、記載している使用料は翌年度4月以降に変更になる場合があります。
また、記載している使用料は概算のため、実際の金額とは異なる場合があります。
- ・備考欄に「※単身者可」とある住宅については、「単身者向住宅」の条件を満たす単身者も申込可能です。
- ・備考欄に「※訳アリ」とある住宅について、申込みをされる方で詳細を確認されたい方は市営住宅管理センターまでお問い合わせください。
- ・目的が、一般世帯向以外（母子・父子等世帯向・高齢者世帯向・高齢者世話付単身者向・障害者世帯向・車イス世帯向・単身者向）は、特定目的住宅と呼んでいます。

《用語説明》

構造：高耐＝高層耐火構造、中耐＝中層耐火構造【例】高耐10＝高層耐火構造10階建
トイレ：水＝水洗、洋＝洋式、和＝和式 【例】水洋＝水洗・洋式

E V : ○＝エレベーター有り

熱源：都市＝都市ガス、L P＝L Pガス、電気＝電化住宅（ガス調理器の使用不可）

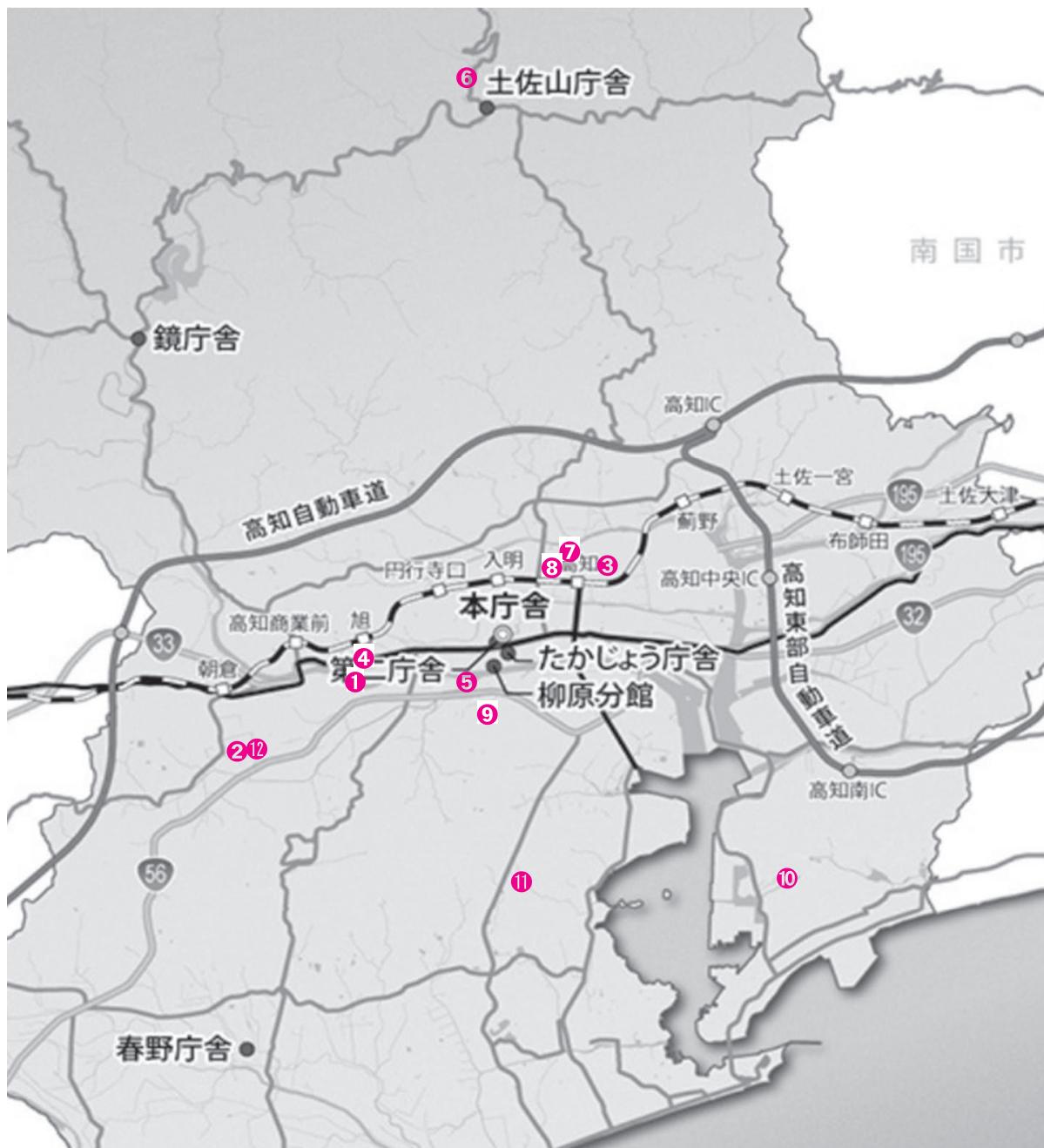
駐車場：有料＝有料駐車場

《駐車場の月額使用料》

住宅使用料として表記している使用料の他に、駐車場使用料があります。

・鴨部	3,500円	・若草町西	3,000円	・比島町	4,800円
・鏡川町	4,000円	・東石立町	3,900円	・昭和町	5,200円
・栄田町	5,500円	・潮江	3,500円	・三里十津北	1,700円
・横浜	2,000円	・若草町	2,100円		

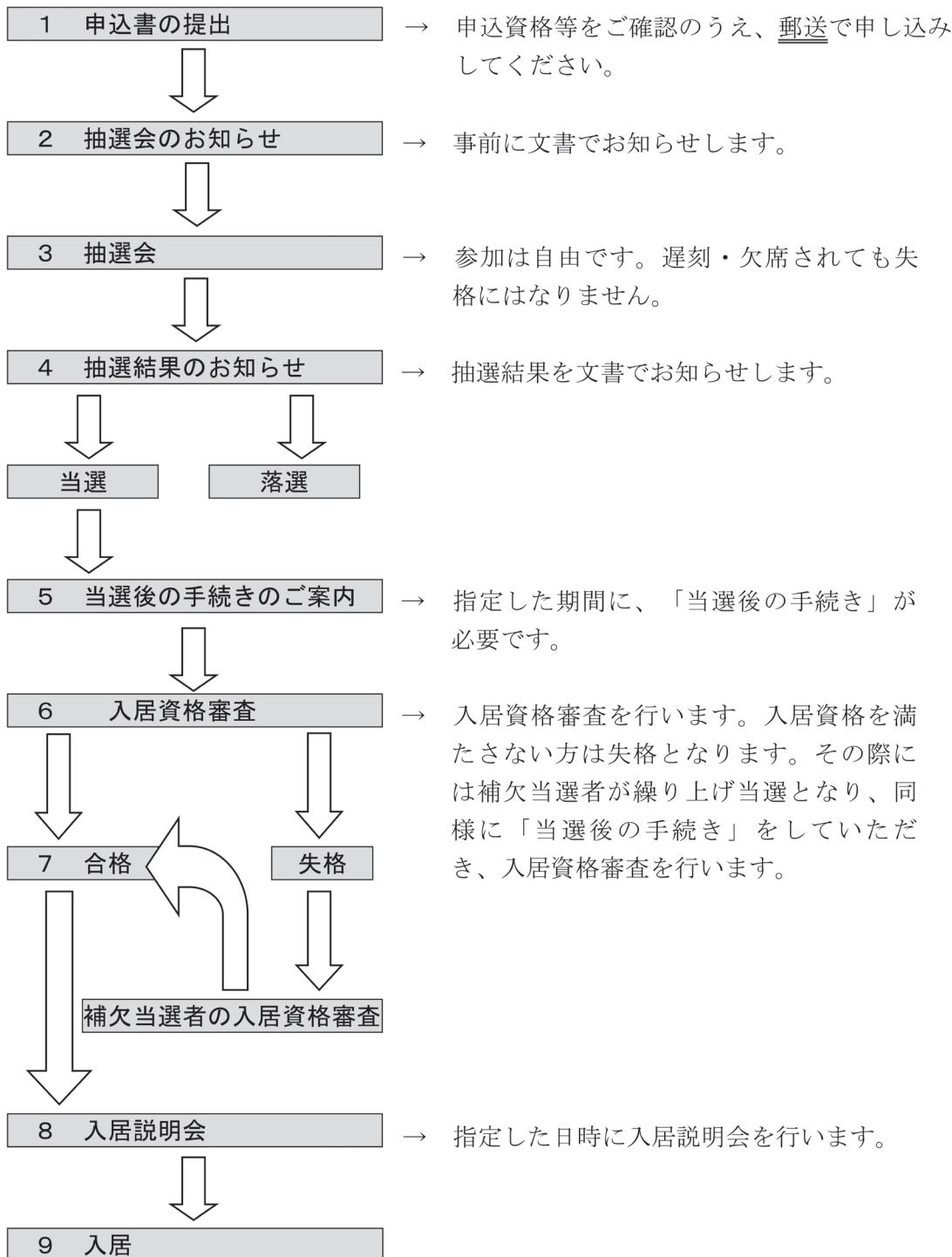
市営住宅①所在図



【募集住宅】

地図表記	申込番号	住宅名	住所
①	1・2・3	鴨部市営住宅	高知市鴨部1丁目13
②	4・16・17・20	若草町西市営住宅	高知市若草町12番地2
③	5	比島町市営住宅	高知市比島町2丁目2番地1
④	6	鏡川町市営住宅	高知市鏡川町16
⑤	7・9・10・11	東石立町市営住宅	高知市東石立町81番地
⑥	8	土佐山高川第1市営住宅	高知市土佐山高川87番地1
⑦	12・21	昭和町コミュニティ住宅	高知市昭和町8番地18
⑧	13・22	栄田町コミュニティ住宅	高知市栄田町1丁目5番地12号
⑨	14	潮江市営住宅	高知市小石木町204
⑩	15	三里十津北市営住宅	高知市十津5丁目17
⑪	18	横浜市営住宅	高知市横浜新町1丁目302
⑫	19	若草町市営住宅	高知市若草町3番地1

2 申込から入居までの流れ



詳細については、次ページから説明していますので、ご覧ください。

3 申込から入居までの流れ（詳細）

1 申込書の提出

市営住宅入居申込書にご記入後、期日までに郵送してください。
また、封筒には『入居申込』と朱書きしてください。

【送付先】〒780-0870 高知市本町五丁目1番45号
高知市役所 5階 高知市営住宅管理センター

【申込期間】令和8年1月6日(火)～令和8年1月19日(月)
(令和8年1月19日の消印有効)

【相談窓口】応募についての相談窓口は、高知市営住宅管理センターまで
 ・電話 088-823-9067
 ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除く）

【提出書類】入居申込書



2 抽選会のお知らせ

抽選の時間及び抽選番号は、事前に文書でご連絡します。

3 抽選会

【日 時】令和8年2月13日（金）

【場 所】たかじょう庁舎6階

【抽選方法】公開抽選で実施します。

【参加・不参加】参加は自由です。遅刻や欠席されても失格にはなりません。

4 抽選結果のお知らせ

抽選結果は、申込者全員に文書でお知らせします。

電話でのお問い合わせには、お答えできません。



5 当選後の手続きのご案内

当選された方は、入居資格審査のため、抽選後10日以内にP12の「提出書類」を提出してください。提出できない書類がある場合はご相談ください。
なお審査後にも、追加で書類を提出していただく場合があります。

6 入居資格審査 7 合格

市営住宅に当選された方の入居資格について審査を行い、結果をお知らせします。審査の結果、入居資格がない場合は失格の通知を送付します。入居資格に合格された方には、以下の書類を送付します。

- 【送付書類】**
- ・入居決定通知書
 - ・敷金の納付書
 - ・入居説明会のご案内
 - ・入居説明会に提出する書類

- 【注意点】**
- ・指定した期限までに書類の提出がない場合、また敷金の納入がない場合は、失格となります。

8 入居説明会

入居に関する説明会を実施し、契約に関する書類がすべてそろった方と契約をします。契約完了後、部屋の鍵をお渡ししますので、管理義務が発生します。

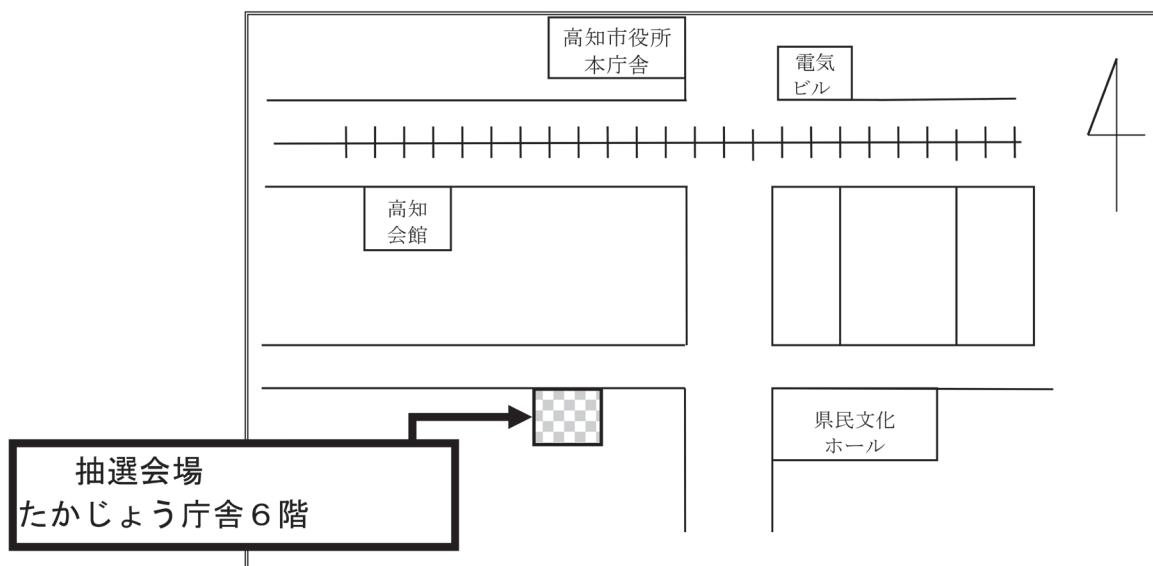
- 【日 時】** 令和8年3月下旬予定
 詳しい日時については、文書でお知らせします。

【場 所】 高知市役所 6階 612・613会議室

- 【注意点】**
- ・書類の不備等で契約ができない場合は、鍵をお渡しできません。
 - ・敷金（家賃3か月分）の領収書が必要です。

9 入居

入居予定日：令和8年4月上旬



4 特定目的住宅

入居者優遇措置のため、申込者を限定している住宅です。特定目的住宅へ申し込む場合は、以下の条件があります。

母子・父子等世帯向住宅

2～3ページの**4 申込資格**をすべて満たし、次の1又は2に該当する世帯であること。

1 次の条件を満たしている世帯

- (1) 配偶者（内縁夫・妻及び婚約者を含む。）がいないこと。
- (2) 同居親族が20歳未満の扶養している子だけであること。（県外の学生は該当しません。）

2 次の条件を満たしている者が含まれる世帯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。

- (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
- (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
- (3) 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者その他これに類する証明書等を配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体から発行されていること。

※部屋のつくりは、一般世帯向と同様です。

高齢者世帯向住宅

2～3ページの**4 申込資格**をすべて満たし、申込人本人が60歳以上であり、同居しようとする親族全員が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 配偶者（内縁関係の者及び婚約者を含む。）であること。
- 2 18歳未満であること。
- 3 身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。
- 4 精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1～B1の交付を受けていること、または精神の障害であって障害年金1～2級を受給していること。
- 5 60歳以上であること。

※部屋のつくりは、一般世帯向と同様です。

高齢者世話付単身者向住宅

2～3ページの**4 申込資格**をすべて満たし、次のいずれかに該当する世帯であること。

- 1 60歳以上の者のみからなる世帯であること。
- 2 夫婦のみの世帯でそのいずれか一方が60歳以上であること。

※ 高齢者世話付世帯向住宅とは、高齢者だけの世帯が増えている状況から、高齢者が安心して自らの能力をいかしながら自立し、継続して安定した在宅生活が可能となることを目的とした住宅です。団地内の相談室に生活相談員が駐在し、入居者の安否の確認や生活指導、相談活動、緊急時の対応などのサービスの提供を行います。ただし、生活相談員は、身の周りの世話や介護を行うものではありません。

- ※ シルバー住宅の設備等
室内段差の解消及び手すりの設置
生活相談員及び団らん室設置

障害者世帯向住宅

2～3ページの**4 申込資格**をすべて満たし、次のいずれかに該当する世帯であること。

- 1 身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。
- 2 精神障害者福祉手帳1～2級、療育手帳A1～B1の交付を受けていること、または精神の障害であって、障害年金1～2級を受給していること。
- 3 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症に該当すること。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
- 5 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者であること。

※部屋のつくりは、一般世帯向と同様です。

4 特定目的住宅

入居者優遇措置のため、申込者を限定している住宅です。特定目的住宅へ申し込む場合は、以下の条件があります。

母子・父子等世帯向住宅

2～3ページの**4 申込資格**をすべて満たし、次の1又は2に該当する世帯であること。

1 次の条件を満たしている世帯

- (1) 配偶者（内縁夫・妻及び婚約者を含む。）がいないこと。
- (2) 同居親族が20歳未満の扶養している子だけであること。（県外の学生は該当しません。）

2 次の条件を満たしている者が含まれる世帯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。

- (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
- (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
- (3) 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者その他これに類する証明書等を配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体から発行されていること。

※部屋のつくりは、一般世帯向と同様です。

高齢者世帯向住宅

2～3ページの**4 申込資格**をすべて満たし、申込人本人が60歳以上であり、同居しようとする親族全員が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 配偶者（内縁関係の者及び婚約者を含む。）であること。
- 2 18歳未満であること。
- 3 身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。
- 4 精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1～B1の交付を受けていること、または精神の障害であって障害年金1～2級を受給していること。
- 5 60歳以上であること。

※部屋のつくりは、一般世帯向と同様です。

車 イ ス 世 帯 向 住 宅

2～3ページの**4 申込資格**をすべて満たし、次に該当する世帯であること。

- 1 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳1～4級の交付を受けている者で、自立歩行ができないため、車イスを常時使用していること。

※ 身体障害者手帳に両下肢機能の全廃の旨の記載のない方については、当選後に歩行不能であるとの証明（例：医師の診断書）を提出していただきます。

※部屋の作りは、バリアフリーです。

单 身 者 向 住 宅

2～3ページの**4 申込資格**（「1」は除く）をすべて満たし、申込人が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 60歳以上であること。
- 2 身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。
- 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A1～B2の交付を受けていること、または精神の障害であって、障害年金1～2級を受給していること。
- 4 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症に該当すること。
- 5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
- 6 生活保護を受けていること又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けていること。
- 7 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等であること。
- 8 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。
 - (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
 - (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
 - (3) 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者その他これに類する証明書等を配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体から発行されていること。

※部屋のつくりは、一般世帯向と同様ですが、世帯向住宅より部屋数が少ないです。

車 イ ス 世 帯 向 住 宅

2～3ページの**4 申込資格**をすべて満たし、次に該当する世帯であること。

- 1 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳1～4級の交付を受けている者で、自立歩行ができないため、車イスを常時使用していること。

※ 身体障害者手帳に両下肢機能の全廃の旨の記載のない方については、当選後に歩行不能であるとの証明（例：医師の診断書）を提出していただきます。

※部屋の作りは、バリアフリーです。

单 身 者 向 住 宅

2～3ページの**4 申込資格**（「1」は除く）をすべて満たし、申込人が次のいずれかの条件を満たしていること。...

- 1 60歳以上であること。
- 2 身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。
- 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A1～B2の交付を受けていること、または精神の障害であって、障害年金1～2級を受給していること。
- 4 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症に該当すること。
- 5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
- 6 生活保護を受けていること又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けていること。
- 7 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等であること。
- 8 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。
 - (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
 - (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
 - (3) 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者その他これに類する証明書等を配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体から発行されていること。

※部屋のつくりは、一般世帯向と同様ですが、世帯向住宅より部屋数が少ないです。

市営住宅②

(困窮度に応じて選考)

※受付時に生活状況等の面談を行いますので、
事前に電話予約のうえ、申し込みをしてください。

事前予約（申し込み）先 電話番号一覧

市民会館名	住所	電話番号
朝倉総合市民会館	高知市朝倉戊 585 番地 1	088-843-5036
海老川市民会館	高知市朝倉己 419 番地 3	088-844-0379
朝倉市民会館	高知市朝倉東町 24 番 33 号	088-844-1017
松田市民会館	高知市朝倉己 959 番地 1	088-843-0654
西山市民会館	高知市神田 134 番地 26	088-844-0602
潮江市民会館	高知市南河ノ瀬町 161 番地	088-831-5355
小石木市民会館	高知市小石木町 182 番地 4	088-833-2876
小高坂市民会館	高知市山ノ端町 32 番地 5	088-873-2093
一宮市民会館	高知市一宮西町三丁目 22 番 16 号	088-845-1709
介良市民会館	高知市介良丙 329 番地	088-860-0144
長浜市民会館	高知市長浜 4250 番地 7	088-842-2945
春野弘岡中市民会館	高知市春野町弘岡中 134 番地 1	088-894-4488
春野秋山市民会館	高知市春野町秋山 107 番地 1	088-894-4790
人権同和・男女共同参画課	高知市鷹匠町 2 丁目 1-43 たかじょう庁舎 5 階	088-823-9449

市営住宅②

1 募集住宅一覧

種別:公営 目的:一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	熱源	使用料(円)	備考
1	朝倉沖田	23	S54	中耐4	4	6、6、5半、台6	58.53	有	水洋	LP	16,800~33,000	※有料駐車場
2	朝倉鏡岩	2	S54	中耐4	1	6、6、5半、台6	58.53	有	水洋	LP	15,300~30,000	※有料駐車場
3	一宮サルマル	19	S56	中耐4	2	6、6、5、台6	59.3	有	水洋	LP	17,100~33,700	※有料駐車場
4	長浜原沖南	17	S52	中耐4	1	6、6、4半、台4半	55.98	有	水洋	LP	14,000~27,600	※単身者可

種別:改良 目的:一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畠)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	熱源	使用料(円)	備考
5	小高坂三城ヶ森	26	S62	中耐4	4	6、6、6、台7	61.92	有	水洋	都市	19,600~29,200	※有料駐車場
6	小高坂おくらみち	1	S58	中耐4	1	6、6、7半、8、台6	78.59	有	水洋	都市	23,600~35,200	※有料駐車場
7	潮江豊田	5	S60	中耐3	3	6、6、6、台10	75.66	有	水洋	LP	23,700~35,200	※有料駐車場
8	長浜石ヶ坪	24	H03	耐火2	-	6、6、6、8、台8	79.31	有	水洋	LP	25,500~38,000	

募集住宅一覧表について

《注意事項》

- ・間取り、床面積はおよその数字で表しています。
- ・使用料は世帯の所得および住宅の規模、立地、経年等に応じて決められ、毎年度変更されますので、記載している使用料は翌年度4月以降に変更になる場合があります。
- また、記載している使用料は概算のため、実際の金額とは異なる場合があります。

《用語説明》

構造：中耐=中層耐火構造【例】中耐4=中層耐火構造4階建

耐火=耐火構造【例】耐火2=耐火構造2階建

トイレ：水=水洗、洋=洋式【例】水洋=水洗・洋式

熱源：L P=L Pガス、都市=都市ガス

《駐車場の月額使用料》

住宅使用料として表記している使用料の他に、駐車場使用料があります。

- | | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| ・朝倉沖田 | 1,700円 | ・朝倉鏡岩 | 1,900円 |
| ・一宮サルマル | 1,900円 | ・小高坂三城ヶ森 | 2,100円 |
| ・小高坂おくらみち | 2,100円 | ・潮江豊田 | 1,700円 |

市営住宅②所在図



【公営住宅】

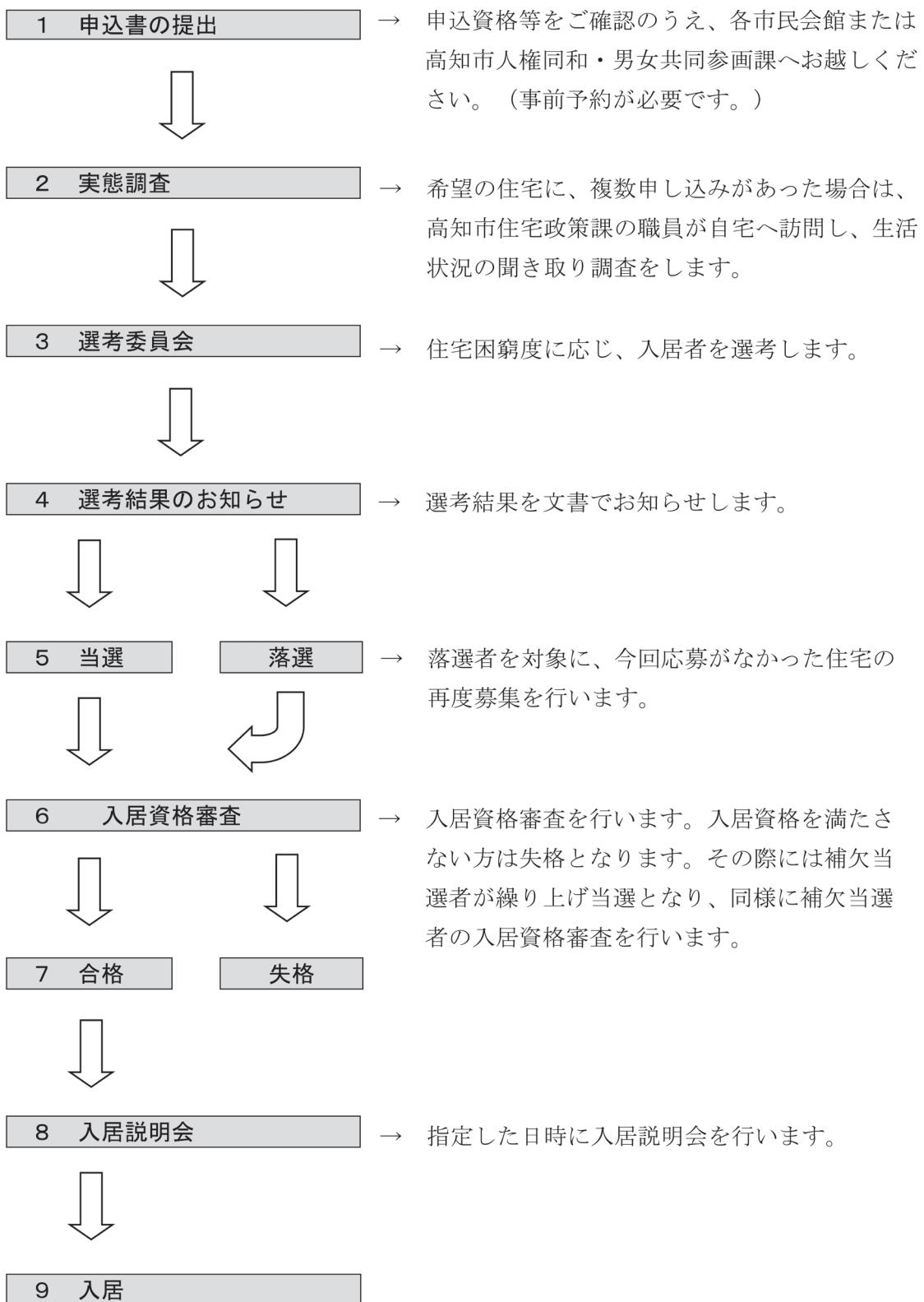
地図表記	申込番号	住宅名	住所
①	1	朝倉沖田市営住宅	高知市朝倉甲229番地3
②	2	朝倉鏡岩市営住宅	高知市朝倉己254
③	3	一宮サルマル市営住宅	高知市一宮西町2丁目23番地10
④	4	長浜原沖南市営住宅	高知市長浜4250番地1

【改良住宅】

地図表記	申込番号	住宅名	住所
⑤	5	小高坂三城ヶ森改良住宅	高知市宮前町122番地4
⑥	6	小高坂おくらみち改良住宅	高知市山ノ端町40
⑦	7	潮江豊田改良住宅	高知市神田2263
⑧	8	長浜石ヶ坪改良住宅	高知市長浜3371番地1

2 申込から入居までの流れ

市営住宅②



詳細については、次ページから説明していますので、ご覧ください。

3 申込から入居までの流れ（詳細）

市営住宅②

1 申込書の提出

- 市営住宅入居申込書にご記入後、期日までに窓口へ提出してください。
(郵送による申し込みはできません。)
- 窓口の受付は予約制です。
事前に電話等で来所される日時をお知らせください。
- 書類の確認と現在お住まいの住宅の状況等をお聞きしますので、申込人またはご家族の方がお越しください。

【申込期間】令和8年1月6日(火)～令和8年1月19日(月)

【受付窓口・受付時間】（正午～午後1時を除く）

	長浜・小高坂・春野弘岡中 朝倉総合	午前8時30分～午後5時15分
市民会館	海老川・朝倉・松田・西山 潮江・小石木・一宮・介良 春野秋山	午前10時～午後5時
市役所 たかじょう庁舎 5階	人権同和・男女共同参画課	午前8時30分～午後5時15分

【相談窓口】応募についての相談窓口は、高知市住宅政策課まで

- ・電話 088-823-9463
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除く）

【提出書類】

①入居申込書

②現在の家賃額がわかるもの（※賃貸契約書・通帳・領収書等）

※実家にお住いの場合や家賃を支払っていない場合は不要です。

③12ページの「提出書類」を確認し提出ください。

※ 受付窓口で必要書類を預かった後、住宅政策課において申込資格を審査いたします。審査内容により申し込みをお断りする場合があります。



2 実態調査

申し込みされた方のご自宅を訪問し、住宅の現状を見せていただき、聞き取り調査を行います。

日時など詳細については、後日担当から電話等でご連絡させていただきます。

3 選考委員会

高知市営住宅入居者選考委員会において、申込書の内容や実態調査の結果を基に、同一住宅への申込者のなかで最も困窮度が高いと判断された方を入居者として決定します。

4 選考結果のお知らせ**5 当選**

選考結果は、申込者全員に文書でお知らせします。電話でのお問い合わせには、お答えできません。

**6 入居資格審査****7 合格**

市営住宅に申し込みされた方の入居資格について、審査を行います。

合格された方には以下の書類を送付します。

- 【送付書類】
 - ・入居決定通知書
 - ・敷金の納付書
 - ・入居説明会のご案内
 - ・入居説明会に提出する書類

【注意点】

- ・指定した期限までに書類の提出がない場合、また敷金の納入がない場合は、失格となります。

**8 入居説明会**

入居に関する説明会を実施し、契約に関する書類がすべてそろった方と契約をします。契約完了後、部屋の鍵をお渡ししますので、管理義務が発生します。

【日 時】令和8年3月下旬予定

詳しい日時については、文書でお知らせします。

【場 所】高知市役所 6階 612・613会議室

【注意点】

- ・書類の不備等で契約ができない場合は、鍵をお渡しできません。

- ・敷金（家賃3か月分）の領収書が必要です。

**9 入居**

入居予定日：令和8年4月上旬

随時募集住宅一覧

※定期募集時には市営住宅②として募集した住宅です。

種別:公営 目的:一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	EV	熱源	駐車場	使用料(円)	備考
115	土佐山高川第2	2	H04	木造2	-	6、6、6、台10半	70.23	有	水洋		LP	/	14,600~28,600	※単身者可

募集住宅一覧について

《注意事項》

- ・間取り、床面積はおおよその数字で表しています。
- ・使用料は世帯の所得および住宅の規模、立地、経年等に応じて決められ、毎年度変更されますので、記載している使用料は翌年度4月以降に変更になる場合があります。また、記載している使用料は概算のため、実際の金額とは異なる場合があります。
- ・備考欄に「※単身者可」とある住宅については「単身者向住宅」の条件を満たす単身者も申込可能です。

《用語説明》

構造：木造=木造構造【例】木造2=木造構造2階建

トイレ：水=水洗、洋=洋式【例】水洋=水洗・洋式

熱源：L P=L Pガス

隨時募集住宅 所在図



【隨時募集住宅】

地図表記	申込番号	住宅名	住所
①	115	土佐山高川第2市営住宅	高知市土佐山高川87番地1

記入例

委任状 (市営住宅②用)

- 委任者（申込人）がすべて記入しないと受理できません。
- 本人確認を行うため、代理人の顔写真付きの本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）を提示してください。
- 委任状は必ず消えないボールペンで書いて下さい。
- 問い合わせ先：住宅政策課（823-9463）

私は、下記代理人に高知市営住宅に関する下記事項の手続きについての権限を委任します。

令和 8 年 1 月 6 日

代 理 人（申込人の代わりに市民会館へくる人）

(住 所) 高知市本町5丁目1番45号

(氏 名) 高知 花子

(生年月日) 昭・平 46年 4月 1日生

委任する事項 高知市営住宅入居申込書の申請

委任する人（申込書の申込人）

(住 所) 高知市本町5丁目1番45号

(氏 名) 高知 太郎

(生年月日) 明・大・昭・平 42年 1月 1日生

委任状

(市営住宅②用)

- 委任者（申込人）がすべて記入しないと受理できません。
- 本人確認を行うため、代理人の顔写真付きの本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）を提示してください。
- 委任状は必ず消えないボールペンで書いて下さい。
- 問い合わせ先：住宅政策課（823-9463）

私は、下記代理人に高知市営住宅に関する下記事項の手続きについての権限を委任します。

令和 年 月 日

代 理 人（申込人の代わりに市民会館へくる人）

(住 所) _____

(氏 名) _____

(生年月日) 昭・平 年 月 日 生

委任する事項 高知市営住宅入居申込書の申請

委任する人（申込書の申込人）

(住 所) _____

(氏 名) _____

(生年月日) 明・大・昭・平 年 月 日 生

樣式第 1 号

申込番号	種別	目的	団地名	住宅号数	受付年月日	受付者印			
市営住宅入居申込書									
申込人	現住所	〒一 (電話) — (携帯電話) — — —)							
	ふりがな 氏 名								
入居する世帯全員の状況	続柄	氏 名	生年月日	年齢	現在の同居・ 別居の別	職業・勤務先	勤務先 電話番号	収入の 有無	個人番号
	1	申込人	・・		△			有・無	
	2		・・		同居・別居			有・無	
	3		・・		同居・別居			有・無	
	4		・・		同居・別居			有・無	
	5		・・		同居・別居			有・無	
	6		・・		同居・別居			有・無	
住居の状況	自家、借家、マンション、アパート、間借り、その他()								
	部屋数	室	左の内訳	畳室、畳室、畳室	一人当たりの畳数	畳	△		
借家、アパート等の方は右欄へ記入してください。		家主の住所 〃 氏名			家賃 共益費	月額 円	円		
住宅に困窮している理由 該当の番号を○で囲み、下欄へ具体的な理由を記入してください。	1	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。							
	2	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている又は住宅がないため親族と同居することができない。							
	3	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。							
	4	正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している。							
	5	勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。							
	6	収入に対して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。							
	7	その他住宅に困っている。							
	*上の状況を具体的に記入してください。 ----- ----- -----								
備考									

高知市長 様

上記のとおり市営住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。

- (1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。

(2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族の住民税情報及び固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。

(3) 私及び同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。

年 月 日

申込人氏名
(署名又は記名押印)

裏面へ続く

※令和7年1月以降に就職された方は、下の欄に勤務先の証明を受けてください。

勤務先証明欄	氏名				氏名			
	就職年月日	年月日	勤務月数	か月	就職年月日	年月日	勤務月数	か月
	総支払額	円			総支払額	円		
勤務先の箇所には必ず訂正印	所在地				所在地			
	名称				名称			
	電話番号				電話番号			
上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年月日 勤務先代表者氏名					上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年月日 勤務先代表者氏名			

*就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み、各種控除前の額）を記入してください。

*内容確認のため勤務先に問い合わせをする場合があります。

備考	<p>※ 記入しないでください。</p> <p>番号法に伴う書類等チェック項目</p> <p>1 提出者 <input type="checkbox"/> 申込人 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>2 提出者が申込人の場合 ① 身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 ② 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>3 提出者がその他の場合 ① 代理権の確認 <input type="checkbox"/> 法定代理権の確認書類として戸籍謄本等（申込人が未成年者等の場合） <input type="checkbox"/> 任意代理権の確認書類として委任状（上記以外） ② 代理人の身元確認 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等） <input type="checkbox"/> 上記以外の公的機関発行の顔写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 保険証とその他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他住宅政策課が認める官公署発行の住所・氏名が確認できる2種類の書類 ③ 申込人の個人番号の真正性確認（システムとの照合も必要） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写し可） <input type="checkbox"/> 通知カード（写し可） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>4 その他（ (収入計算欄等)</p>
----	---